

別紙 5

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）

改 正 案	現 行
<p>(領収証の交付) 第四条の二 (略) 2 厚生労働大臣の定める保険薬局は、前 <u>項に規定する領収証を交付するに当たつ</u> <u>ては、正当な理由がない限り、当該費用</u> <u>の計算の基礎となつた項目ごとに記載し</u> <u>た明細書を無償で交付しなければならない</u> <u>い。</u></p>	<p>(領収証の交付) 第四条の二 (略)</p>